| | 解体特記仕様書 | 13. 交通安全確保 | ・交通安全施設等の対策 ・有(監督員と協議) ※無 (1.3.7) ・下面の体下かけ、宇宙では高地が原産! も様のけ、またけ野村県に製造すると中に、同じて販売する。 (1.2.2) | 1. 再資源化等 | ・特定建設資材の分別解体等及び再貨源化等 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事であって、その 建商は「新砂・電」に及る時の需要用を作用するは砂・(同セ・3 個を B 2 1 日本 3 0 4 単 1 日本 1 | 1. 施工計画調査 | (5.1.2) |
|---|---|-------------------------------|---|-----------------------|--|----------------------|--|
| I 工事概要 | | 14. 災害時の安全確保 15. 施工中の環境保全等 | - 工事の施工中に災害及び事故が発生した場合は、直ちに監督員に報告すると共に、別に指示する。 (1.3.8) - 施工計画中の環境対策の項目に環境配慮計画書を記載し、現場においては特に環境に配慮する。 (1.3.9) | | 類様が「建設工事にある資料の再資素を第二階する法律」(平表12年5月31日2度第104号、以下「建設リサイクル法」 という。) 除行やで変わる競技・砂み球球に関すると表すよしの工事であるため、建設リサイクルよに基づき分別解体等及び 特定建設資材の再資産を研究施について通りな特定を対す。 工事契約後に関わったなったやさまない事情により、予定した条件により難い場合は、運賃職員と協議するのとする。 | | 分析調査を行う特別管理座業 採取する節位 採取する数量 備考 産業物等の種類 又は箇所等 |
| 1. 工事番号・名称 | | 13. 起工中仍深境床工号 | ・エ事制関中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。 ・対象外工事(| | 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督職員と協議するものとする。 | | |
| 2. 工 事 場 所 3. 用途、地域等 | 都市計画区域 (·内 ·外) 用途地域 (商業地域) | | ・事故報告書を指示する期日までに監督員に提出する。 | | 分別解体等の方法 | | |
| | 防火地域等 (・防火 ・準防火 ・指定なし ・22条) その他の地域・地区 () | 16. 発生材の処理 | ・建設廃棄物処理事項による (1.3.10) ・指定管理者に引渡しを要するもの (1.3.10.(ク)) | | 工程 作業内容 分別解体等の方法 | | |
| 4. 建物概要 | | | (玄関ドアの錠前シリンダー、流し税カップトラップ(日皿と一体のもの)、水道量水器、ガスメーター 消火器 1 本(ゲーボ・アル内)、階段室内手キリ) | | ①建築設備・ 建築設備・内装材等の取り外し ・手作業 ・手作業 ・手作業 ・ 手作業 ・ 手作業 ・ 手作業 ・ 接 | 2.特物管理産業廃棄物 | 7.10 |
| 1)建物名称 2)主要用途 | | 17. 建設リサイクル法 | ・引渡し物は、清掃及び水洗いをして引渡すものとする。 | | ž – | 2. 特別官項性未発来物の処理等 | (5.4.1) |
| 3) 敷地面積4)建築面積 | m mi | 17. 延放りサイクル法 | - 毎末が決定した業者は、理党リサイクルは第 11条の規定による通知者、分別解体等省令で定める相対第 1号 別表 1~3のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、契約指当者率に説明書を提出 するものとする、また、特定建設資材展業物の再度素化率が実了したときは、建設リサイクル法第 18条に基 | | 作 ② 屋根ふき材 屋根ふき材の取り外し 手作業 手作業 ・ 手作業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | 特別管理産業廃棄物の種類 処分場の名称等 所 在 地 等 搬出距離 |
| 5)延べ床面積 5. 工事の内容 | 解体工事及び解体後の整地 | | すりないとすり。 よん、代定地域質が発来物が呼吸器にキル光」したときは、地域フリイブル出来 1 6 米に参 づいて書面により報告すること。 ・上記集 1 1条の規定による通知者の事項(変更がある場合は、変更後の内容)について下請象者に周知徹底すること。 | | 登及 び ③外装材・ 外装材・上部構造部分の取壊し ・手作業 | | |
| 6. 棟 別 概 要 | | 18. 工事経過記録の報告 | ・工事経過報告書を、毎月 回監督職員に提出する。(提出時期は監督員と協議) | | 解 体 方 方 法 | | |
| 棟名称 | 用途·種別 構造·階数 床面積㎡ 建築面積㎡ | | ・内容:日誌、天佚、工事連掛状況、工事連掛状況写真、その他監督職員の指示する事項。 | | ● 基礎・基礎ぐいの取壊し ・手作業 ・ 手作業 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | - PCBを含む機器類の処理は電気設備解体仕様による。 |
| | | 1 19. 公共事業労務費調査に 対する協力 | ・本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合、調査票等に必要事項を正確に記入し監督職員に提出する等、 必要な協力を行う。また、本工事の工際経過後においても同様とする。 | | ⑤ その他 その他の取壊し ・手作業 · 手作業 · ・ 手作業 · ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | ・廃油、廃酸、廃アルカリの処理は機械設備解体仕様による。 |
| | | 共通 | ・調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象に該当した場合、その実施に協力する。また、 本工事の工期経過後においても同様とする。 | | () ・有 ・無 * ナド来、微復下来の切け | | |
| | | 項 | 公共事業労務費額査の対象工事となった場合に正確な調査概等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成するとともに賃金台帳を開製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を通切に行っておく。 | | ・本工事は、建設リサイクル法等の対象工事外であるが分別解体等及び特定建設資材の再資源化等について 適切な措置を行う。 (4.4.1)(4.5.1) | 3.PCB含有シーリング材の 処理 | サンプリングの採取(1次分析用)現場においてサンブルを採取する。 |
| | ăt | | ・本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降 の下請負人を含む。)が上記同様の義務を負う旨定める。 | | 建投廃棄物の種類 中間処理施設又は 所 在 地 搬出距離 再货源化施設の名称等 | | 採取箇所 ・外壁目地 ・図示 採取箇所数 ・部材が異なる毎に1箇所 ・ 箇所 |
| | | 20. 再資源化等 | ・建設リサイクルは、建設副産物適正処理要綱等を遵守し、マニフェストシステムにより適正処理すること。 | | ・コンクリート境 | | II. SIII MASS. (At O.S.) |
| | | 21. 下請人の指導 | ・請負人は建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請人を指導すること。 | | ・アスファルト・ コンクリート境 | | ・サンプリングの撃取(2 次分析用) ・現場においてサンブルを採取する。 採取箇所 ・外髪目地 ・図示 |
| | | 22. 廃棄物の処理 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、マニフェストにより適正に処理すること。 | | - 木材 | | 探取箇所 ・外壁目地 図示 探取箇所数 箇所 ・免注者より貸与する。 分析極数 () 個 |
| Ⅱ 解体工事仕様 | | | ・通積載等の進法運行の防止を図るとともに、道路交通法連守を下請人に徹底すること。 | | ・木材 (組滅) | | ・元な日かり見ずすい。 川切園気 () 園 |
| | 載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)」「建築改修工事標準仕様書(令和4年版) | | ・冷暖房機、冷蔵庫、冷凍庫を搬去するときは、フロンガスを専門業者で回収・解体しその解体証明書を提出する。 | | ・金属類 | | 1) 採取作業はシーリング等が散逸することのないよう注意して行う。 |
| | 仕様書 (令和 4 年版)」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。 | 24. 火災保険等 | ・工事目的物及び工事材料等について、次により保険に付す。 保険の種類 ・火災保険 ※建設工事保険 | | ·指定再资源化製品 | | 2)シーリング材は目地に打設されている形状のまま5cm程度をカッターナイフで切断し、ただちにポリエチレン製の 密封袋に保管し、No、及び採取場所を記入する。サンブルはは袋に1つずつ入れること。 |
| 2. 特記仕様 1) 項目は、番号にO | 印のついたものを適用する。 | | 保険期間 ※工事着手から工事目的物引き渡しまで | | - 指定再利用促進製品 - 水煅使用製品産業廃棄物 | | 3)カッターナイフの刃は、1つのサンブルを採取する毎に新しい部分に換えること。 4)シーリング材を切除した部分は必要に応じて補修すること。補修材料は特配仕様書による。 5)皮膚との接触等を避けるため皮燥手換及び保護マスクを着用する。 |
| 特記事項は、⊙印 ○印と 回のつい | Iのついたものを適用する。⊙印のつかない場合は※印のついたものを適用する。 ・た場合は、共に適用する。 | 25. 関係法令等の遵守 | ・請負人は工事に伴う連路占用許可、環境(騒音・ほこり等)対策に係る諸申請関係法令(騒音規正法・振動規正法等) に照らし合わせ、必要な手続きを行い、工事を施工のこと。 | | ・硬質ポリ塩化ビニル管 | | 6)休憩時及び作業終了後には必ず手洗いを行う。7)作業後は周囲を清掃し、散逸物を回収する。回収物はサンプリング残渣とその他のごみに分別し、サンプリング残渣 |
| 3)特記事項に記載の | () 内の表示番号は、建築物解体工事共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。 特記なきかぎりミリメートルとする。 | 26. 埋蔵文化財その他の物件 | ・工事施工にあたり、文化財その他埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告し、その後の措置は | | 。 スポア 知 | | と同様にポリエチレン製の密封線に入れる。 |
| | | 27 TYPENES | 整督員に従う。 | | - - | | |
| | | 27. 不法無線局の排除 | ・請負者は電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した専両を使用してはならない。 | | | | ・サンブルの分析 |
| | | | | | - 再資源化された建設廃棄物の現場利用 (1.3.10) (4.4.1) | | 1次分析(シーリング種類の調査)「シーリング材種判定及びPOB含有分析の要否判定依頼書」を作成し、採取したサンブルと併せて |
| | | | 4 | | 種 類 利用する場所 (箇所) 等 | 5 榜 | 日本シーリング材工業会に送付し、分析を行うこと。 ・2次分析 (POB含有率調査) |
| | | | 建級 | | | 理 | 専門分析機関にサンブルを送付しPCB含有分析を行うこと。 |
| 章 項目 | 特 記 事 項 ・工事にあたっては、工事請負契約及び同約款を遵守し、本特配仕様書、図面及び現場説明事項 | 1. 仮 囲 い | Page | | | 产生 豪夫 | - 施行調査等 |
| 1. 10x 10r 49t | ・ エキにのが、これに、エヤ明式火ではないではないと思うし、不下出した事、高田などがではいつでで により完全に施工すること。 ・ 工事にあたっては、騒音規制法等の関係施法令を遵守し、必要な措置を携ずること。 | 1. 12 15 15 | の ・ 万能損板 (H= 3,000) ・ 流形鉄板 (H=) ・ 単管シート (H=) | 1 | | 棄物 | 調査範囲 ・図示 ・ 処分にあたり、あらかじめ次の事項について調査を行うこと。 |
| | - 工事施工中に予期せぬ事を破棄が生じた場合は、監管員に報告の上、指示に従うこと。 ・工事に伴う官公庁への届出等の手続き(その費用を含む。)は、請負業者の負担とする。 | 2. 騒音粉塵等 | ************************************ | · | | の 処 理 | 1)シーリング使用部位の確認、シーリングの長さの確認 2)施工範囲と工事管理区分の確認 |
| | ・工事による発生材は、産業廃棄物処理法、建設リサイクル法等の関係諸法令を遵守し、監督員の承諾を得て 個分すること。 | 2. 68 8 10 62 4 | ************************************ | 2. 産業廃棄物広域認定制度 | ・廃棄物処理法の産業廃棄物の広域的処理に係る特例による建設廃棄物の処理 (4.4.2) | 等 | 3) 仮設計画、廃棄物等の搬出方法 |
| | ・ 請負集者は、監督員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。 ・ 工事着手前に監督員と打合せの上、近隣住民及び関係町内会等に対して工事説明会の開催または「工事のおしらせ」 | 3. 散水養生 | ・連物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて酸水を行うこと。 (2.2.1(4)) | | 種 類 所在地等 | | |
| | などを配布し周知するとともに、必要に応じて近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等の クラック状況を写真撮影し事後に備えること。さらに、工事の施工により、近隣施設に損傷を与えた場 | 4. 交通誘導員 | ・配置する・配置しない | | | | ·除去処理工事 |
| | 合には、原状に復旧すること。 ・工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。 | 5. 監督員事務所 | ※設けない (2.3.1) | | | | PGBを含有したシーリング材の処理は次によるほか、「廃棄物の処理及び清播に関する法律(昭和45年法律137号)」 並びに「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)」により |
| | | 2 仮 | ・設ける ・既存建物内の一部を使用する。 ・構内に新設する (規模 ㎡程度) | | | | 適切に行うこと。 リエ事に完立ち施工計画書を作成し、監督職員の承認を得ること。 ジシーリング材の施登防止として、床面、親口郎、独集口専に要生を行い作業区域からの飛敏防止措置をとること。 3 作業負在機関マスクスが機関手要を着用すること。 |
| 2. 適 用 基 準 等 | ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) | 設工 | ・備え付ける構品(| | | | 4)シーリング材はカッターナイフ等を用い、下地が露出するまで極力切除する。 |
| | 特定製品に係るフロン類回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収破壊法)特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法) | → 6. 工事表示板 | ※建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を掲示すること。 | 3. 最終処分 | (4.4.3)(4.5.1) 廃棄物の種類 施設名称 所 在 地 搬出距離 | | 5)除去工事終了後、シーリング材及び飲逸物を回収しポリエチレン製の密封袋に入れ保管容器に入れること。 保管容器の形状、材質等は保管量、保管場所を考慮し、監管職員の承諾を得たものとする。 (1)終土する「四十世紀」で、別述書品の依また時によった。 |
| | ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ・建設工事安全施工技術指針 | 7. 工事用水 | ・構内既存の施設 ・利用できる(※有債 ・無償) ※利用できない | | ・裏プラスチック類 | | 6)除去及び回収状況について監管職員の接査を受けること。 7)工事者工後、設計図書によりがたい場合、又は不測の事態が発生した場合は監督職員と協議する。 |
| | ·建設工事公衆災害防止対策要網 ·建設副産物適正処理推進要網 | 8. 工事用電力 | ・構内既存の施設 ・利用できる (※有償 ・無償) ※利用できない | | ・防水アスファルト | | |
| | ・建設廃棄物処理指針 ・建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散瀾えい防止対策徹底マニュアル | 9. 工事用通路 | ※指定しない ・指定する (國示) | | ・ガラスくず、陶磁器くず | | |
| | | 10. その他 | ・酸素、アセチレン、軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋等に保管すること。 ・作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 | | - 根椎くず | | |
| 1 3. 工事実績情報サービス (CORINS)への登録 | ※適用する (請負精算額が500万円以上の場合) ・適用しない (1.1.4) | | ・工事関係部分の出入りに表示を行うこと。 ・火災防止に配慮し火元責任者を配すること。 | | ・木くず | | |
| 般 4. 施工体制 | ・下請契約がある場合は、施工体制台帳及び施工体系図を提出する。 (1.1.5) | | | | - 非飛散性アスペスト含有建材 (後プラスチック) | | |
| 通事 5.技術管理 項 | ・建設業法に基づく主任技術者または建設工事に係る変材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)に基づく 技術管理者を任命し、現場に派遣 (作業無殊社) して技術管理にあたること。 | | | | - 非飛散性アスペスト含有建材 (ガラス、陶磁器(ず類) | | |
| 6. 現場管理 | 技術管理者を仕助し、規場に減速 (作業時常駐) して技術管理にあたること。 ・別途関連工事がある場合、その施工者と綿密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。 | | | | ・魔石膏ポード | | |
| 7. 電気保安技術者 | ・別期開発上争かめの場合、ての肥土名と物故な推荐をとり、注上争に又称のないよう肥上すること。 ・適用する ※適用しない (1.3.3) | | | | 上記に示す受入れ施設は参考であり、実施にあたっては関係法令を遵守し適切な処理を行うものとする。 なお、処分場の決定に当たっては監督職員と協議する。 | | |
| 8. 施 工 条 件 | ・ 関連工事による施工時期の調整 ・ 有 (内容:) (1.1.7) | 1. 事 前 措 置 | - 機械設備解体仕様による。 (3.2.1) | 4. 処理に注意を要する | なお、鬼分様の次定に当たっては監管概奏と協議する。 (4.5.1) | | |
| | · 無 | 2. 分 別 解 体 | ・分別解体の種類 (3.5.1) (3.6.1) (3.7.1、2) (3.8.1) その他の外装材 (・・・・) | 4. 処理に注意を受する 建設廃棄物 | (4.5.1) 種 類 処理施設等名称 所 在 地 等 搬出距離 | | |
| | ・施工時期・時間の制限 ・指定しない ・指定あり (1.3.5) ・郵位別施工順序 ・指定しない ※指定あり (建設リサイクル法による) | | その他の内装材等 (・・・・・) その他の屋根葺材等 (・・・・・) | | セ 類 対性的試験を行う 所 1 % 等 類面に指 ・C C A 処理本材 | | |
| | ・工事用専両の駐車場所 ・有(図示) ・資機材置場所 ・有(図示) | | その他の防水材等 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | - ひあったさつな音を - ひまったさつな音を 石こうボード | | |
| | ・関係機関等との協議の未成立事項 ・有(内容:) ・無 | 3. 杭 | ・杭の解体 ・行う ・行わない ・杭の解体工法 ・引抜き工法 ・破砕による解体 | | <u> 右こ2ボード</u> | | |
| | ・関係機関等との協議の結果・特定条件の付加 ・有(内容:) ・無 | 3 | ・引抜き跡の処理 ・解体後の埋戻し及び盛り土による材料で充填 ・ | | | | |
| 9. 施工計画書等の提出 | ・工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督員に提出し、承諾を得ること。 (1.2.2) | 解 4. さく、照明設備等の 体 附属物 | ・附属物の解体 ・行う ・行わない (3.10.1) | | | | |
| | ・施工計画書作成のための現地調査を十分に行うこと。 | 正 工 5.構内舗装、植木等 | ・樹木の伐採抜模及び移植 ・行う ・行わない (3.11.1) | | | | |
| 10. 建築除却届の提出 | ・工事着手に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届を作成し監督員に提出すること。 | 6. 地下埋設物及び埋設配管 | - 地下埋設物及び埋設配管の解体 ・行う ・行わない (3.12.1) | | | | |
| 11. 工事の記録 | ・着工前各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了について監督員の指示により撮影し、整理して提出のこと。 | 7.埋戻し、盛土及び地均し | ・とりこわし完了後、埋め戻し節は機器による転圧のうえ地均しを行う。 (3.13.1) | | | | |
| | ※着工前 | | ・埋戻し用搬入士 ・なし (・現場発生士) ・あり (・山砂類 ・他現場発生士) | | | | |
| 12. 施工中の安全確保 | ・占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限 (1.3.6) | | ・他現場発生士の場合 (発生場所)) | | | | |
| | ・ 有 (内容:) ※無 ・ 安全訓練帯の実施 ※実施する ・ 実施しない ・ 実施・ の問し、「たき名の名をなった」 日本 は 1 世 日 1 は 1 世 1 は 1 世 日 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 は 1 | | (連絡先 (連絡 ・発生原因者例 ・本工事 km) | | | | |
| | ・工事着手後、原則として作業員全員参加により、月当たり半日以上の時間を割り当て安全訓練を実施する。 | | ・ 埋戻し高さは関示による。 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 1 | | | 1 | | 1 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

 年度
 設計年月

 工事名
 施第 - 号 解体工事

 大分県土木建築部施設整備課

| Part | | | | | |
|--|---|---|-----|--|--|
| 1. MIN. SALES 1. MIN. SALE | 工事着手に先立ち、目視及び貸与 について調査する。 調査範囲 (・対象部位 | (6.1.3) 「6設計図書等により石跡を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の有無・ 図示) | | | |
| 1 | ・分析による石總含有建材の調査 |) | | | |
| Marie Mari | | | | | |
| Table Tabl | 材料名 | JIS A 1481-1または JIS A 1481-3 JIS A 1481-2 またはJIS A 1481-4 | | | |
| 1886 | <u>:</u> <u>:</u> | 6所 - 6 所 | | | |
| 2 20 20 20 20 20 20 20 | | in. | | | |
| The state of the | 2. 石綿粉じん濃度測定 測定時期、測定場所及び測定箇所引 | (6.1.3) | | | |
| 1 | 適 測定 測定時期 用 名称 | 測定場所 測定箇所数 (各施工箇所ごと) | | | |
| The control of the | - 測定2 - 測定3 処理作業中 | 調査対象室外部の付近 計 点 処理作業室内 計 点 | | | |
| | - 測定5 | 集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合) 計 点 | | | |
| Table Section Sectio | | ・施工区面周辺 ・敷地境界 AT M | | | |
| April | 測定8 処理作業後シート | | | | |
| A | 測定方法 ・自動測定器による測定 | | | | |
| 1 | 測定名称 ・測定4 粉じん・ | 測定方法 B対漢度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器 タイムファイパーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定 | | | |
| About | | ンフィルタ寅径 試料の吸引流量 試料の吸引時間 | | | |
| Part | - 測定4 | | | | |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | |
| # 1 | <u>:</u> | 10 | | | |
| ## A CONTROL OF THE PROPERTY O | 3. 石総含有吹付け材の | (5.2.1-4) | | | |
| | 除去した石綿含有吹付け材等の飛散就 ・湿潤化 ・固形化 | (3.3.7~9) (3.3.72) (3.3.72) (3.3.72) (3.3.72) (4.3.72) (| | | |
| ### ################################## | ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化 | | | | |
| | 除去 除去工法 ・粉砕して除去 | ・手ばらし | .5) | | |
| # # # # # # # # # # # # # # # # # # # | 除去した石綿含有保温材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化 | | | | |
| | 材料名 ・石綿含有保温材 | · 図示 | | | |
| ### ### ### ### ### ### ### ### ### ## | | | | | |
| | 5. 石綿含有成形板の 除去 除去対象範囲 図示 除去した石綿含有体温材の処分 | ·ウム板第1種以外)の除去 (6.5.1~4) | 4) | | |
| - 田師舎衛廷即任(日籍会有い場からからな経事:場の即在 | 石綿含有せっこうボードを除く石絹 ・埋立処分 (管理型最終処分場) | 含有成形板 (1974年) | | | |
| # 25-7法 | 石綿含有成形板(石綿含有けい酸カル) | | | | |
| ・ 予報合権化上選相又以石積合有成形板(下格類整料) の除去 除去力法 | 養生方法 除去した石綿含有けい酸カルシウム都 ・埋立処分(安定型最終処分場) | 第1種の処分曜株設) | | | |
| 勝去りた王 | ・ - 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板 | | | | |
| ・環立係分(安定型級特別分割) ・環立保分(管理型級特別分割) ・時間負債 (領租施設又は需要者の経費) ・時間負債 (領租地等東者) は建設原業物の適正が現在するため、銀出事業者と収集事業者及び搬出事業者と成分業者 で建設房業務地質を契約(全条契約)を行い、その写しを監督者に提示すること。 2. マニフェスト ・「マニュフェスト (産業廃棄物管理票)」は、交付後、原本を監督者に提示すること。 ・「今周災害及びその他の事故身生等を防止するための注意と、常純の点検を行い、作業員に獲成させること。 ・毎日工事打合せを契急し、公害及び第三者に対する事故物上に努めること。 ・毎日工事打合せを契急し、公害及び第三者に対する事故物上に努めること。 ・年日工事打合せを実施し、公害及び第二者に対する事故物上に努めること。 ・年日工事打合せた。実施事業計に指揮する年本的上に受めること。 | 除去方法 ・・・ 養生方法 除去した石綿含有仕上塗材の処分 | | | | |
| で建設廃棄物処理委託契約(2名契約)を行い、その写しを監督員に提出すること。 2. マニフェスト ・「マニュフェスト(産業廃棄物管理票)」は、交付後、原本を監督員に提示すること。 3. そ の 他 ・労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の自検を行い、作業員に概應させること。 ・毎日工事行会せを実施し、公害及び第三者に対する事故防止に努めること。 ・工事負責者は、正者事罪には出土する必要の等命者を表す。他が知ること。 | ・埋立処分(安定型長終処分場) ・埋立処分(管理型長終処分場) ・中間処理(溶融施設又は無害化処) | | | | |
| 3. そ の 他 - 労働災害及びその他の事政発生等を防止するための注意と、常時の点積を行い、作業員に覆据させること。 ・毎日工事打合せを実施し、公害及び第三者に対する無数防止に努めること。 ・工事員会官は、正都事事所に当該比正式の基本受労働者務ををは認知を管理する公共職業安定所に届け出ること。 | で建設廃棄物処理委託契約 (2者契約 | 1) を行い、その写しを監督員に提出すること。 | | | |
| ・工事消負者は、公共租業安定所の紹介による失業者の雇用に努かること。 | 3. そ の 他 ・労働災害及びその他の事故発生等を! ・毎日工事打合せを実施し、公害及び! | i止するための注意と、常時の点検を行い、作業員に徹底させること。 i三者に対する事故防止に努めること。 | | | |
| | ・工事請負者は、公共職業安定所の報: | による失業者の雇用に努めること。 | | | |
| | | | | | |

| 年 度 | 設計年月 | | | | | | 図 面 名 称 | 縮尺 | 建築士法第20条第1項に基づく表示 | |
|-----|------|-------|------|---------------------------|--|--|----------|----|-------------------|---------|
| | | 工 事 名 | | 大 分 県 土 木 建 築 部 施 設 整 備 課 | | | 特記仕様書(2) | | | N O D-2 |
| | | | P2 A | | | | | | | |